

母と子の健康福祉について ～安心して子育てをするために～

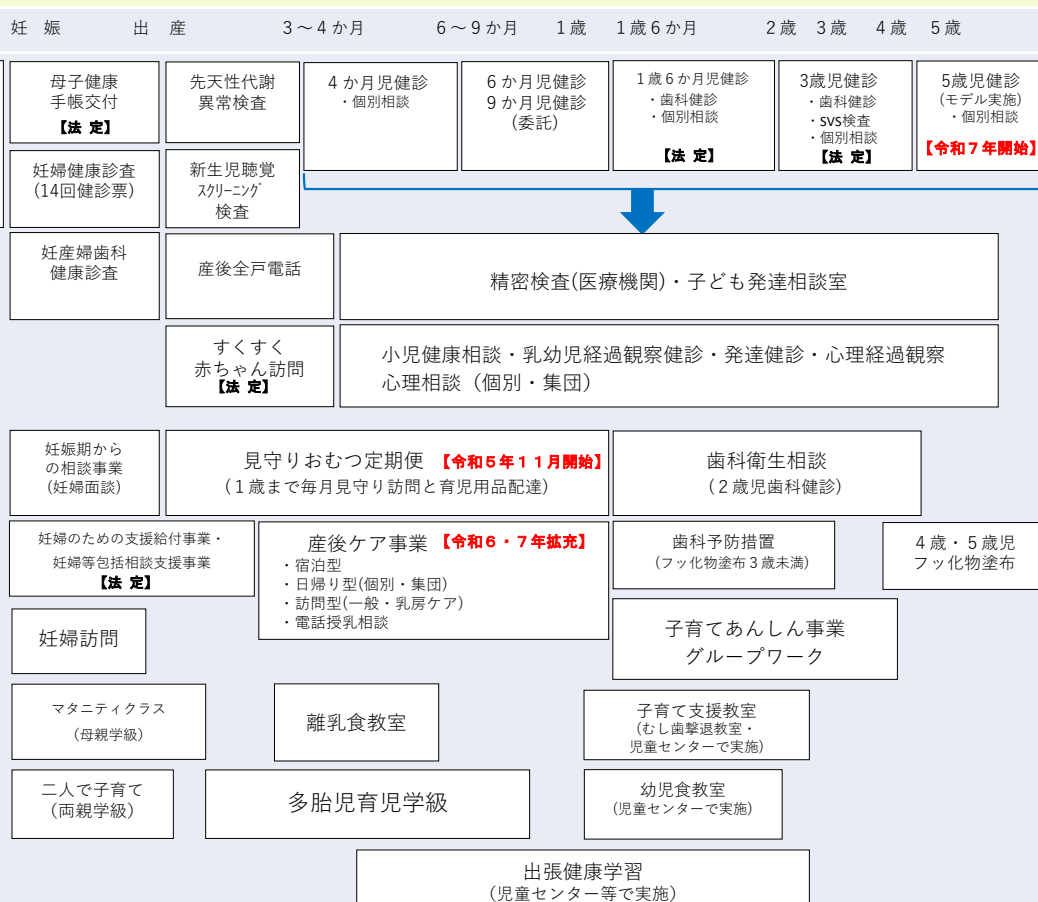
厚生委員会資料
令和7年11月5日
品川保健センター

1. 母子保健の役割・目的

・母子保健法、児童福祉法等により、妊産婦および乳幼児の健康の維持増進、乳幼児の疾病や障害及び虐待の予防・早期発見を目的として、妊婦、産婦、乳児および幼児を対象とした各種の健康診査、精密検査、専門相談、保健相談などを行い、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援をする。

区では、妊産婦・乳幼児の実情やニーズの把握に努め、地域資源を活用しながら、事業展開を進めている。その中で、各関係機関との連携を図り、安心して子育てしやすい環境提供を行っている。

2. 品川区の母子保健体系図（令和7年10月現在）



3. 品川区の母子保健事業の展開

<主な事業の経緯>

- ・平成19年度「乳児家庭全戸訪問事業（すくすくすく赤ちゃん訪問）」開始
- ・平成28年度「妊娠期からの相談事業」開始
- ・平成28年度「産後ケア事業(日帰り型)」区内ホテルにて開始(令和5年2月まで実施)
- ・平成30年度「産後ケア事業(宿泊型)」産後の支援者がいない初産婦に限定し4施設で開始
- ・令和4年度「3歳児健診・SVS検査」導入
- ・令和5年度「出産子育て応援給付金事業・伴走型相談支援」開始(令和7年3月出生まで)
- ・令和5年度「0歳児見守り・子育てサポート事業（見守りおむつ定期便）」開始
- ・令和6年度「産後ケア事業」の充実
 - ①産後ケア事業を希望する母子を対象に拡大
 - ②宿泊施設を7施設に拡大
 - ③日帰り型・訪問型合わせて5回まで利用可能・自己負担なしに拡大
- ・令和7年度「産後ケア事業」の充実
 - ①訪問型について、受託先1事業者追加
 - ②日帰り型の集団を開始
 - ③宿泊型の利用泊数を増泊、自己負担額の軽減
- 「妊婦のための支援給付事業・妊婦等包括相談支援事業」開始
- 「5歳児健康診査事業」をモデル年度として実施
- 「地域子ども家庭支援センター」が各保健センターに設置

4. 今後の取り組み

- ・品川区における切れ目のない妊娠・出産・子育て支援をさらに推進していく。
- (1)乳幼児健診の展開
 - ・「5歳児健診」の全数実施を目指し、健診体制を整備する。
- (2)母子保健のデジタル化の推進
 - ・情報連携基盤を活用するための実証実施や母子保健システムの構築など母子保健DXの推進
- (3)妊娠・出産及び産前・産後の支援の充実と体制強化
 - ・産前・産後のサポート事業等を実情に応じて実施し、妊産婦に必要な体制支援強化を図る
 - ・産後も安心して子育てできる支援体制の確保を行うための産後ケアの充実
 - ・子ども家庭センターの母子保健機能の役割を担う立場として、保健・医療・福祉・教育など関係機関と連携して、切れ目のない支援を行っていく。